

ロシアにおける税関検査簡素化を目的とする 貿易事業者カテゴリー別分類制度

(2016年2月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

サンクトペテルブルク事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）サンクトペテルブルク事務所が現地のコンサルティング事務所 DLA Piper Rus Limited に作成委託し、2016年2月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび DLA Piper Rus Limited は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび DLA Piper Rus Limited が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・サンクトペテルブルク事務所
E-mail：rss-doc@jetro.go.jp

The logo for JETRO (Japan External Trade Organization) is displayed in a large, bold, serif font. The letters are black and set against a white background within a rectangular frame.

目次

1.	貿易事業者カテゴリー別分類制度の概要.....	1
1.1	リスク・マネジメント・システムの枠内における貿易事業者 カテゴリー別分類制度の導入目的およびその背景.....	1
1.2	リスク・マネジメント・システムの概要.....	1
1.3	現在の貿易事業者カテゴリー別分類状況.....	2
2.	貿易事業者分類方法.....	3
2.1	貿易事業者カテゴリー別分類制度の概要.....	3
2.2	貿易事業者カテゴリー別分類制度活用のメリット.....	3
2.3	産業分野別アプローチによるロシア連邦税関局リストへの登録 申請手続き.....	4
3.	貿易事業者カテゴリー別分類制度適用の具体例.....	10

ロシアにおける税関検査簡素化を目的とする 貿易事業者カテゴリー別分類制度

1. 貿易事業者カテゴリー別分類制度の概要

1.1 リスク・マネジメント・システム の枠内における貿易事業者カテゴリー別分類制度の導入目的およびその背景

現在、ロシアを含むユーラシア経済連合加盟国の税関当局で利用されるリスク・マネジメント・システムは、「税関手続の簡易化および調和に関する京都規約」および「国際貿易の安全確保および円滑化のための世界税関機構（WCO）基準の枠組み（SAFE）」の国際規約に基礎を置いている。

関税同盟統一関税基本法第 94 条に基づき、税関検査に際して税関当局は、サンプル抽出検査の原則に基づき、同法の遵守を確保するために十分な検査方法だけに制限している。関税同盟統一関税基本法第 94 条で規定される、税関検査のサンプル抽出の原則の実現のために、関税法違反の確率の評価に基づくリスク度合いのカテゴリーによる貿易事業者の分類¹、いわゆる貿易事業者のカテゴリー別分類制度が適用されている。

サンプル抽出の原則を基にした税関検査の適用により、税関管理に要する時間の短縮が可能となり、それにより企業による費用負担も削減される。

1.2 リスク・マネジメント・システムの概要

関税同盟統一関税基本法第 128 条に基づき、税関当局はリスク・マネジメント・システムを適用している。これは、税関検査が必要な商品、国際輸送機器、書類および対象（人）の特定、当該商品、国際輸送機器、書類および対象（人）に適用される税関検査の方法、ならびに税関検査の実施頻度を決定するためのシステムである。

リスク・マネジメント・システムの枠内での税関当局の活動には、以下の課題を履行することが含まれる。

- リスク・マネジメント・システムの情報データベース構築
- リスク分析と評価
- リスク管理の実施措置の考案と実現

¹「動物検疫、衛生・疫学サーベイランスおよび植物検疫の分野のリスクを除く、リスク・マネジメント・システム適用、情報収集および処理方法、リスク分析および評価実施、リスク管理措置の考案と実現に関する戦略と実践」（2015年8月18日付ロシア連邦税関局命令第1677号）第5項

言い換えると、貿易事業者による関税法違反の情報分析に基づき、税関当局は当該法律違反の可能性を証明する兆候を設定する。商品輸入時に同様の兆候が発見された際、税関当局はリスク最小化の措置、つまりは違反の可能性を予防するために必要な税関検査措置を講ずる。

リスク・マネジメント・システムの主なツールは、リスクプロファイル、つまりリスクタイプ、リスクインジケータ、リスク範囲、リスクの例外に関する情報の集合、および税関検査のどの段階でこのリスクプロファイルを適用するかを示す指示である。リスクタイプは期限、地域、発現形態によって分類される。

1.3 現在の貿易事業者カテゴリー別分類状況

現在ロシア連邦税関局は、関税法違反リスクの観点に基づく自動アプローチと、産業分野別アプローチの二つの方法で貿易事業者のカテゴリー別分類を実施している。

関税法違反リスクの観点に基づく自動アプローチの場合、すべての事業者の通関履歴は自動的に算定される一定の基準で分析される。自動モードによるデータベースの分析を基に優良な貿易事業者（低リスクのカテゴリーに属する）リストが作成される。

産業分野別アプローチとは、ロシア国内で投資プロジェクトを実施する大手企業、自動車メーカー、大手魚肉輸入業者、自社製品を輸出する企業が、通関手続きをする際に恩恵条件を提供することを意味する。産業分野別アプローチは申請方式を規定している、つまりは当該企業が自主的に優良な貿易事業者リストへの登録申請を行う。

貿易事業者カテゴリー別分類の作業結果は、2016年1月26日にロシア連邦税関局の代表団が、ベルギー、オランダおよびルクセンブルグのビジネス界代表者たちと共同で実施した国際セミナーで公開された。ロシア連邦税関局フィリップ・ゾロトニツキー分析部長は、貿易事業者のカテゴリー別分類作業により、ロシア連邦税関局は低リスクのカテゴリーに属する貿易事業者が輸送する商品に対する税関検査措置について、差異を設けて適用することができることを指摘した。現在、この種の貿易事業者の割合は輸入税関申告数全体のほぼ44%、輸入時の関税支払総額の57%に相当する²。その一方で、低リスクのカテゴリーに属する貿易事業者数は貿易事業者全体の2~3%でしかない。

産業分野別のアプローチで作成されたリストには、2015年10月29日現在で354企業が登録されている。このリストは正式には公表されていない。しかし、一般にアクセス可能な情報として、個別の貿易事業者を本リストに登録する際のロシア連邦税関局指令がある。

² http://customs.ru/index.php?option=com_content&view=article&id=22484:2016-01-26-08-06-36&catid=40:2011-01-24-15-02-45

2. 貿易事業者分類方法

2.1 貿易事業者カテゴリー別分類制度の概要

上記で指摘したように、貿易事業者のカテゴリー別分類は関税法違反リスクの観点に基づく自動アプローチと産業分野別アプローチに従って実施される。

関税法違反リスクの観点に基づく自動アプローチの方法は、2013年3月26日付ロシア連邦税関局命令第589号で規定されている。

当該アプローチによる貿易事業者のカテゴリー別分類は、ロシア連邦税関局およびロシア連邦税務局、ロシア中央銀行、連邦金融・予算監督局の情報源を使用して、税関当局の標準ソフトウェアが四半期ごとに自動的に算定する基準を基に実施され、形式化基準の計算アルゴリズムを基にしたものである。

関税法違反リスクの観点に基づく自動アプローチによる分類は、40以上の基準に基づいて実施され、これらは貿易事業者の「通関履歴」の肯定的な部分も、否定的な部分も考慮する。また、この中には貿易活動の実施期間、商品輸入量、価格および重量インデックスの変動、行政違反の有無が含まれる。総合評価算定およびその後の低リスクレベルのカテゴリーの授与は、貿易事業者を特徴付けるすべての基準値に従って行われる。

現在貿易事業者は、関税法違反リスクの観点に基づく自動アプローチによる分類により、「低リスクカテゴリーに属する事業者」と「その他」の2つのカテゴリーに分けられている。ただし、ユーラシア経済連合関税基本法案では、リスクの最小化措置の差異を設けた適用を目的として、税関当局は税関手続きを行う事業者を低、中または高レベルリスクカテゴリーに帰属させることで、カテゴリー別分類を行うことができることを規定している。

産業分野別アプローチによる分類との主な差異は、当該アプローチが貿易事業者のイニシアティブによる申請方式で実施されることにある。産業分野別アプローチによる分類方法は2011年9月26日付ロシア連邦税関局命令第1945号（自動車メーカー）、2013年2月4日付ロシア連邦税関局命令第202号（生産企業）、2015年8月27日付ロシア連邦税関局命令第1740号（魚製品輸入業者）、2013年4月2日付ロシア連邦税関局命令第626号（肉製品輸入業者）、2012年12月29日付ロシア連邦税関局命令第2676号（輸出業者）で規定されている。これらの命令は税関検査の除外を規定するが、この除外はロシア連邦税関局が管理する然るべきリストに含まれる企業に適用される。

2.2 貿易事業者カテゴリー別分類制度活用のメリット

ロシア連邦税関局の情報³ではリスク管理へのサブジェクト指向アプローチ（関税法違反リスクに基づく自動アプローチおよび産業分野別アプローチ）の適用により、優良貿易事業者宛てに輸送される商品の税関手続きの時間が短縮（輸入時の商品リリース時間は3.5

³ http://www.customs.ru/index.php?option=com_content&view=article&id=20616:-2015-2016-2018-&catid=149:2011-02-08-14-16-11&Itemid=1830

分の1に削減⁴⁾された。このカテゴリーの事業者に、リスク・マネジメント・システム枠内でのサブジェクト指向アプローチを導入することで、税関検査が行われる商品ロットの割合が10分の1に、税関鑑定が実施される割合が1.7分の1に、申請情報を確認する追加書類の照会が9.5分の1に削減された⁵⁾。

産業分野別アプローチで優良貿易事業者として認められた企業は、以下の特典を得る。

1) リスク最小化のための以下の措置をランダムで実施すること。

- 商品の税関検査
- 個別分野の税関申告検査時に税関下部部門が決定を行うこと
- 商品サンプリング
- 税関鑑定
- 税関書類に含まれる情報の検査目的での追加書類の照会
- 申告者へのオリジナル書類の提示要求の送付
- 書類と情報チェック
- 税関監視
- 税関検査
- 検査探査コンプレックスを使用した商品、国際輸送機関およびコンテナの税関検査
- 税関ポスト長との合意による商品のリリース
- 事後の検査実施のための税関下部部門への申告書と添付書類コピーの送付

2) リスク最小化措置（1に指定されたものを含む）が適用されるケースは、その適用義務があるリスクプロファイルおよび（または）緊急リスクプロファイルの指示に従って適用の必要性が規定された場合である。

3) 一連のリスク最小化措置は、リスクプロファイルの発見に依存せずに適用できる。この種の措置に属さないものは、税関検査、税関ポスト長との合意による商品のリリース、地域レベルの税関関係者の参加による商品リリースまでの検査実施、および貿易事業者にとって最も負担となる他の種の措置⁶⁾であることを指摘する必要がある。

2.3 産業分野別アプローチによるロシア連邦税関局リストへの登録申請手続き

産業分野別アプローチによる、ロシア連邦税関局リストへの企業登録申請手続きは、ロシア連邦税関局命令（2011年9月26日付第1945号、2013年2月4日付第202号、2015年8月27日付第1740号、2013年4月2日付第626号、2012年12月29日付第2676号）によって規定されている。

申請書がロシア連邦税関局宛てに提出され、ロシア連邦税関局が書類審査を行い、当該企業を然るべきリストに登録するか否かの決定を行う。ロシア連邦税関局による申請書の審査料は無料である。

⁴⁾ 2014年末現在のデータ。

⁵⁾ http://www.customs.ru/index.php?option=com_content&view=article&id=20346:---2014----&catid=40:2011-01-24-15-02-45

⁶⁾ 2013年6月26日付ロシア連邦税関局命令第1186号別添第13号

a) 生産企業

2013年2月4日付ロシア連邦税関局令第202号により、企業のリスト登録に際して次の条件が規定されている:

- 家屋、戸外の場所および生産目的のその他の敷地の所有、運用管理、日常管理またはリース
- 純資産の価値（生産設備の残価、原料および完成品の価値）が100万ルーブル以上
- 企業・メーカーが依頼した前年の純資産の割合が、総合収支に対して40%以上の場合、資本金は100万ルーブル以上、その他のケースでは資本金は1,000万ルーブル以上
- 主要な活動は生産
- 主要な生産活動に50名以上が従事
- 最初の商品ロットの申告日からロシア連邦税関局への申請書提出までに1年以上が経過
- 申請書提出までの1年間の商品税関申告数は50件以上
- 申請書提出までに関税、利子、罰金の支払いに関する債務がないこと
- 申請書提出までに税金および徴税に関するロシア連邦法に基づく負債情報がないこと
- 簡易課税システムを適用していないこと
- ロシア連邦行政違反法第16章で規定される行政違反訴訟の効力が発効していて、所定期限に履行されていない判決がないこと
- ロシア連邦行政違反法第7.12、14.10条で規定される行政違反訴訟の効力が発効していて、所定期限に履行されていない判決がないこと
- ロシア連邦行政違反法第15.25、16.1、16.2、16.3、16.7、16.9、16.17、16.19、16.20および16.22条で規定される一回の行政違反に対して、その行政罰金額が250,000ルーブルおよびそれ以上である、または、課された行政罰金総額が上記条項のすべての行政違反事実で500,000ルーブルおよびそれ以上である場合、ロシア連邦行政違反法第4.6条に従って行政処分を受けたとは見なされない。

ロシア連邦税関局による申請書審査期限は申請書提出時点から30日以内である。

b) 自動車メーカー

2011年9月26日付ロシア連邦税関局命令第1945号で、企業のリスト登録に際して以下の条件が規定されている

- 有効な“工業組み立て制度”の合意書
- “工業組み立て制度”の枠内で輸入された商品の目的別利用に関するロシア連邦工業商務省の承認があること
- 自動車メーカーに関税、罰金、利子の支払いに関する債務がないこと
- 自動車メーカーによる最初の輸入商品ロットの申告日から6ヵ月以上が経過
- ロシア連邦行政違反法第16章で規定される行政違反訴訟の効力が発効していて、所定期限に履行されていない判決がないこと
- ロシア連邦行政違反法第7.12、14.10条で規定される行政違反訴訟の効力が発効していて、所定期限に履行されていない判決がないこと
- ロシア連邦行政違反法第15.25、16.1、16.2、16.3、16.7、16.9、16.17、16.19、16.20および16.22条で規定される一回の行政違反に対して、その行政罰金額が250,000ルーブルおよびそれ以上である、または、課された行政罰金総額が上記条項のすべての行政違反事実で500,000ルーブルおよびそれ以上である場合、ロシア連邦行政違反法第4.6条に従って行政処分を受けたとは見なされない。

ロシア連邦税関局による申請書審査期限は、申請書提出時点から30日以内である。

c) 魚製品輸入業者

2015年8月27日付ロシア連邦税関局命令第1740号により、企業のリスト登録に際して以下の条件が規定されている:

- 資本金は1,500万ルーブルあるいはそれ以上
- 簡易課税システムを適用していないこと
- 税関検査の実施が不可能な商品の輸送を行う企業リストに、当該企業が掲載されていないこと
- 企業が解散、組織再編（組織形態の転換は除く）または倒産段階に無いこと
- 前年の商品（役務、サービス）売上高が1億2,000万ルーブル以上
- 国内消費の最初の商品ロットの税関申告日から2年以上が経過
- 企業が受取者であると同時に6ヵ月の間、財務調整責任者であること

- ユーラシア経済連合貿易品目分類（HS コード）について、商品グループ 03、商品分類 1604、1605、商品小分類 1603 00 に分類される商品の輸入量が 6 ヶ月間で企業宛の商品輸入量（正味重量）全体の 80% 以上であること
- ユーラシア経済連合貿易品目分類（HS コード）について、商品グループ 03、商品分類 1604、1605、商品小分類 1603 00 に分類される商品の輸入量が 6 ヶ月間で 600 トン（正味重量）以上であること
- ユーラシア経済連合貿易品目分類（HS コード）について、商品グループ 03、商品分類 1604、1605、商品小分類 1603 00 に分類される輸入商品（6 ヶ月間）の原産国が全輸入量（正味重量）の指定商品 90%以上の発送国と一致すること
- 企業に関税、罰金、利子の支払いに関する債務がないこと
- 企業に税金および徴税に関するロシア連邦法に基づく負債情報がないこと
- 申請書提出までの 6 ヶ月間で対外貿易（諸）契約での条件に従って、貿易国が恩恵課税制度を提供し、かつ（または）金融取引（オフショアゾーン）実施時に情報の開示と提供を規定していない国家および地域に関する 2007 年 11 月 13 日付ロシア財務省命令第 108n 号で承認されたリストに含まれていないこと
- ロシア連邦行政違反法第 7.12、14.10 条で規定される行政違反訴訟の効力が発効して、所定期限に履行されていない判決がないこと
- ロシア連邦行政違反法第 15.25、16.1、16.2、16.3、16.7、16.9、16.17、16.19、16.20 および 16.22 条で規定される一回の行政違反に対して、その行政罰金額が 250,000 ルーブルおよびそれ以上である、または、課された行政罰金総額が上記条項のすべての行政違反事実で 500,000 ルーブルおよびそれ以上である場合、ロシア連邦行政違反法第 4.6 条に従って行政処分を受けたとは見なされない
- 企業に関税支払いの回避が大金または巨額であるか、またはグループで事前に共謀して行われた事実が、ロシア連邦刑法第 194 条第 1 項および第 2 項により決定され、効力を発した裁判所の有罪判決で確認された商品の発送者、受取者または申告者ではないこと
- 申請書提出までの 1 年間に税関当局により摘発され、それにより関税支払いの増額が一度であっても 50,000 ルーブル以上となるような、ユーラシア経済連合対外貿易活動コード（HS コード）の度重なる不正確な品目分類事実が無いこと
- 申請書提出までの 1 年間に、ユーラシア経済連合貿易品目分類（HS コード）の度重なる不正確な品目分類、関税同盟統一関税基本法またはロシア連邦法に従って設定された商品に対する禁止および制限が適用された事実が無いこと
- 申請書提出までの 1 年間に、関税支払いの増額にいたるまたは度重なる（年に 5 回以上）ユーラシア経済連合貿易品目分類（HS コード）の不正確な品目分類が無いこと
- 発行日から 1 年以内の財務報告の信頼性に関する監査結果があること

- 非営利分野別合同体（協会、パートナーシップ、連合および他の非営利合同体）からの推薦状の存在、ただし、事業者はユーラシア経済連合貿易品目分類（HSコード）について、商品グループ 03、商品分類 1604、1605、商品小分類 1603 00 に分類される輸入商品の全体量（正味重量）の 30%以上の輸入を毎年確保すること

ロシア連邦税関局による申請書審査期間は、申請書提出時点から 30 日以内である。

d) 肉製品輸入業者

2013 年 4 月 2 日付ロシア連邦税関局命令第 626 号により、企業のリスト登録に際して以下の条件が規定されている：

- 資本金は 1,000 万ルーブルおよびそれ以上
- 国内消費の最初の商品ロットの税関申告日から 1 年以上が経過
- 簡易課税システムを適用していないこと
- 企業が受取者であると同時に 6 ヶ月の間、財務調整責任者であること
- 関税同盟貿易品目分類（HS コード）について、商品グループ 02 に分類される輸入商品（6 ヶ月間）の原産国が全輸入量（正味重量）の指定商品 90%以上の発送国と一致すること
- 関税同盟貿易品目分類（HS コード）について、商品グループ 02 に分類される商品の輸入量が、直近 1 年間の企業宛て商品全輸入量（正味重量）の 85% 以上であること
- 直近の 1 年間で発行された商品申告書数が 50 件以上
- 関税同盟貿易品目分類（HS コード）について、商品グループ 02 に分類される商品の企業宛ての輸入量が 1,000 トン以上であること
- 直近の 6 ヶ月間で対外貿易（諸）契約での条件に従って、貿易国が恩恵課税制度を提供し、かつ（または）金融取引（オフショアゾーン）実施時に情報の開示と提供を規定していない国家および地域に関する 2007 年 11 月 13 日付ロシア財務省命令第 108n 号で承認されたリストに含まれていないこと
- 非営利分野別合同体（協会、パートナーシップ、連合および他の非営利合同体）からの推薦状の存在、ただし、事業者は関税同盟貿易品目分類（HS コード）について、商品グループ 02 に分類される輸入商品の全体量（正味重量）の 30%以上の輸入を毎年確保すること
- 企業に関税、罰金、利子の支払いに関する債務がないこと
- 企業に税金および徴税に関するロシア連邦法に基づく負債情報がないこと

- ロシア連邦行政違反法第 7.12、14.10 条で規定される行政違反訴訟の効力が発効して、所定期限に履行されていない判決がないこと
- ロシア連邦行政違反法第 15.25、16.1、16.2、16.3、16.7、16.9、16.17、16.19、16.20 および 16.22 条で規定される一回の行政違反に対して、その行政罰金額が 250,000 ルーブルおよびそれ以上であるか、または、課された行政罰金総額が上記条項のすべての行政違反事実で 500,000 ルーブルおよびそれ以上である場合、ロシア連邦行政違反法第 4.6 条に従って行政処分を受けたとは見なされない。
- 直近の 1 年間で税関当局により摘発され、それにより関税支払いの増額が一度であっても 50,000 ルーブル以上となるような、関税同盟貿易品目分類（HS コード）の度重なる不正確な品目分類事実が無いこと
- 直近の 1 年間に、関税同盟貿易品目分類（HS コード）の度重なる不正確な品目分類、関税同盟統一関税基本法またはロシア連邦法に従って設定された商品の禁止および制限が適用された事実が無いこと
- 発行日から 1 年以内の財務報告の信頼性に関する監査結果があること

ロシア連邦税関局による申請書審査期間は、申請書提出時点から 30 日以内である。

e) 輸出業者

2012 年 12 月 29 日付ロシア連邦税関局命令第 2676 号により、企業のリスト登録に際して以下の条件が規定されている:

- 家屋、戸外の場所および生産目的の他の領域の所有、運用管理、日常管理またはリース
- 純資産の価値（生産設備の残価、原料および完成品の価値）が 100 万ルーブル以上
- 企業が依頼した前年の純資産の割合が、総合収支に対して 40%以上の条件で、資本金は 100 万ルーブル以上、残りのケースでは資本金は 1,000 万ルーブル以上
- 主要な活動は生産
- 主要な生産活動に 20 名以上が従事
- 最初の商品ロットの申告日からロシア連邦税関局への申請書提出までに 1 年以上が経過
- 輸出税関手続きに従って、企業が同時に申告者と財務調整の責任者となる商品の税関申告書の発行数が直近 1 年間で 12 件以上
- 申請書提出までに関税、罰金、利子の支払いに関する債務がないこと

- 会計四半期後の月の初日の時点で、連邦、地域および地方税支払いの負債が無いこと
- 簡易課税システムを適用していないこと
- 完全生産または十分に加工（再加工）された商品で、企業により輸出申告が行われ、実質的に関税同盟関税地域から輸出された商品の総送状価格が、申請書提出までの1年間で500,000ユーロ以上であること
- ロシア連邦行政違反法第16章および第7.12、14.10条で規定される行政違反訴訟の効力が発効していて、所定期限に履行されていない判決がないこと
- ロシア連邦行政違反法第14.50、15.25、16.1、16.2、16.3、16.7、16.9、16.17、16.19、16.20 および 16.22 条で規定される一回の行政違反に対して、その行政罰金額が250,000ルーブルおよびそれ以上であるか、または、課された行政罰金総額が上記条項のすべての行政違反事実で500,000ルーブルおよびそれ以上である場合、ロシア連邦行政違反法第4.6条に従って行政処分を受けたとは見なされない

3. 貿易事業者カテゴリー別分類制度適用の具体例

優良貿易事業者リストに登録された企業（ある外資系の自動車部品メーカー）の情報は、2013年2月4日付ロシア連邦税関局命令第202号に従って、当該企業が本リストに加えられた後に税関手続きの過程が大幅に簡素化された。

また、リストに加えられた後に関税課税価格に関連するリスクが低下した。税関検査は数時間で、かつ最低限の書類セットで実施されるようになった。

しかし一方で、検査の数に関しては大幅な削減にはつながっていない。検査はランダムで全体の輸送の1～3%に対して行われる。

また当該リストへの登録により、当該企業が優良で検査済みの貿易事業者であり、このことを税関当局との論争状況で追加的論拠として使用できる。

以上